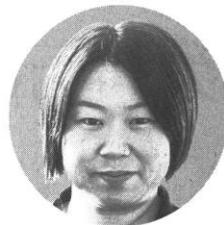


倉庫ドクターが語る「物流施設のツボ」⑨

不動産業を手掛けるに当たって、悩みの種は複数存在します。例えば、自然灾害です。昨今は異常気象が毎年のように続き、強い雨や風による被害が増えていると思います。その被害には、強風によるガラスや外壁の破損、出水による浸水の場合によっては建物の倒壊など様々ですが、中でも雨漏り対策は悩ましいものであります。何度対策を講じても、雨が降ると漏れてくる。そんな経験をお持ちの方は少なくないのではないですか。

雨漏り対策が奏功しない原因は、「水みちが分かりにくい」という一言に尽きます。どこから浸水して、どこを通るのか。外からは

雨漏り対策が奏功しない原因は、「水みちが分かりにくい」という一言に尽きます。どこから浸水して、どこを通るのか。外からは



イーソーコ総合研究所

社長 出村 亜希子

みどりのです。
私たちがお預かりしている物件では必ず中長期修繕計画を立て、修繕箇所をローテーション化して、不具合が発生していなくても定期的に修繕しています。例えば外壁は、10~15年ごとに塗り替えが必要とされています。そこで、規模の大きい物件では壁を1面ずつ、数年おきに塗り替えます。今年は前面の壁、3年

弱いところを通ります。雨水の侵入箇所を発見して塞ぐ。その後の確認体制をつくる

中長期計画で災害対策

修繕箇所を定期制に

いでも、部分的な補修では別の箇所から水が侵入して、別の水みちを通り思わずそこから漏水します。まさにいたちごっこです。

内部からの補修では根本解決にならず、効果は限定的です。かと言つて外部からの補修は、部位によつては足場が必要になるなど大掛かりになることがあります。コストをかけて大々的に補修するか、とりあえず対処療法で済ませるか。悩

うか。

そこで悩むところな

のが、用途変更申請を伴うリノベーションの難しさであります。実際、これまで倉庫不動産を専門に扱い、倉庫リノベーションを長く手掛けているが、その多くは用途変更をしようとする時、申請不要となる規模がこれまで100平方メートル以下だったのが、200平方メートルまで100平方メートル以下に変わりました。用途変更のハーダルが下がり、既存ストックをリノベーションによって有効活用していくこと

が検討されてきました。

その一環が改正建築基準法で、用途変更に伴つて建築確認が必要となる規模の見直しが図られました。特

殊建築物の用途である店舗や飲食店、保育園などに用

地だつた物流適地でも都市化が進み、物流用途では使

いづらくなつた物件が少な

くありません。

一方、従来の保

管型倉庫は空きが

増えてきており、

都市構造の変化に

合わせて物件一

ズは変わってきま

す。かつては倉庫

街だつた物流適地でも都市化が進み、物流用途では使

いづらくなつた物件が少な

くありません。

倉庫建築においては堅牢な鉄筋コンクリート造りが主流であり、構造躯体の耐久性は高いため、その既存

途変更をしようとする時、申請不要となる規模がこれ

まで100平方メートル以下だったのが、200平方メートル以上に変わりました。用途変更のハーダルが下がり、既存ストックの活用が進んでいくことで、日本の都市に変化が表れる期待していま

けているのは、まず「事前事後のテナントフォロー」です。

人海戦術を駆使して直接物件に出向き、台風前には「不安はありませんか」、台風後には「被害はありませんでしたか」と声を掛け

日本はこれまで新築をべきで、解体に伴う建築廃材や改修工事に伴う新たな資材の量も抑えられるので、環境負荷低減という社会的なメリットもあります。

これまで工事コストを抑えられます。工期も短縮でき、解体に伴う建築廃材や改修工事に伴う新たな資材の量も抑えられるので、環境負荷低減という社会的なメリットもあります。

日本はこれまで新築を